

企業立地や集積促進に向けた取組

企業立地に係る優遇制度

■北海道産業振興条例に基づく補助金

工場の新増設に対する助成

業種	助成額	新設/増設	助成限度額
●自動車関連製造業 (札幌市を除く)	投資額の5~10%	新設	15億円
		増設	5億円
●電気・電子機器製造業 ●医薬品製造業(札幌市を除く) ●食関連産業 ●新エネルギー関連製造業	投資額の5~10%	新設	10億円
		増設	3億円
●基盤技術産業 (札幌市を除く)	投資額の5~10%	新設・増設	3億円
●製造業(札幌市を除く) (工業団地への立地に限る)	投資額の4~8%	新設・増設	1億円
市町村が行う 立地助成措置の対象となる ●製造業 (対象地域に限る)	投資額の4~8%	新設・増設	1億円
	雇用増1人あたり50万円 (雇用増が6人以上の場合、6人目から支給)	新設・増設	5千万円

製造業以外の施設の新設(一部増設含む)に対する助成

業種	助成額	新設/増設	助成限度額
●植物工場(札幌市を除く)	投資額の5~10%	新設	10億円
		増設	3億円
●新エネルギー供給業(札幌市を除く)	投資額の5%	新設	1億円
●データセンター事業(札幌市を除く)	投資額の5~10%	新設	一般型 3億円 環境配慮型 5億円
		増設	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円
●本社機能移転事業	1年間の賃料の2分の1	新設	1千万円
●自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る	投資額の5~10%	新設	10億円
		増設	3億円
●高度物流関連事業(札幌市を除く) ※成長産業分野に関連する業種に限る	投資額の5~10%	新設	10億円
		増設	3億円
市町村が行う立地助成措置の対象となる ●自然科学研究所 ●高度物流関連事業 ●データセンター事業 ●ソフトウェア業 ●情報処理・提供サービス業 ●コールセンター事業 ●植物工場	投資額の4~8%	新設・増設	1億円
	雇用増1人あたり50万円 (雇用増が6人以上の場合、6人目から支給)	新設・増設	5千万円

■企業立地促進法に基づく支援措置

企業立地促進法に基づき、北海道では、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指し、市町村と共同で道内18地域の基本計画を作成しています。(平成28年4月現在)

当該地域の基本計画で定める指定集積業種に該当する事業者の方が工場等を新増設する場合や、事業の高度化を図る場合に企業立地促進法税制(特別償却)などの支援措置を利用することができます。

<主な支援メニュー>

- 地方税の減税 不動産取得税の免除、固定資産税の減免
- (株)日本政策金融公庫による低利融資制度
- 中小企業信用保険法の特例 一般保証と別枠で「地域産業集積関連保証」を受けることができます

<道内18地域の基本計画における集積地域>

(平成28年4月1日現在)

